

食品安全委員会プリオン専門調査会

第 85 回会合議事録

1. 日時 平成 26 年 5 月 15 日（木） 10:00～11:07
2. 場所 食品安全委員会大会議室（赤坂パークビル 22 階）
3. 議事
 - (1) 専門委員紹介
 - (2) 専門調査会の運営等について
 - (3) ブラジルから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価について
 - (4) その他
4. 出席者
 - (専門委員)
村上座長、門平専門委員、筒井専門委員、永田専門委員、中村優子専門委員、
中村好一専門委員、八谷専門委員、福田専門委員、眞鍋専門委員、水澤専門委員、
山本専門委員、横山専門委員
 - (食品安全委員会)
熊谷委員長、佐藤委員、山添委員、三森委員、上安平委員
 - (事務局)
姫田事務局長、東條事務局次長、磯部評価第一課長、山本評価第二課長、
前田上席評価調整官、田中課長補佐、廣田評価専門官、本山係長、小山技術参与
5. 配布資料
 - 資料 1－1 食品安全委員会専門調査会運営規程（平成 15 年 7 月 9 日食品安全委員会
決定）
 - 資料 1－2 食品安全委員会における調査審議方法等について
 - 資料 1－3 「食品安全委員会における調査審議方法等について（平成 15 年 10 月 2 日
食品安全委員会決定）」に係る確認書について
 - 資料 2 平成 26 年度食品安全委員会運営計画
 - 資料 3 ブラジルにおける 2 例目の BSE の確認について
 - 資料 4 ブラジル評価書（素案）

参考資料 食品健康影響評価について

「ブラジルから輸入される牛肉及び牛の内臓について」

6. 議事内容

○村上座長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第 85 回プリオン専門調査会を開催いたします。

このたび、4月1日付をもちまして、本専門調査会の専門委員の改選が行われました。本日は改選後の最初の会合に当たりますので、熊谷食品安全委員会委員長より御挨拶をお願いいたします。

○熊谷委員長 おはようございます。このたびは御多忙の折、専門委員の就任を御快諾いただきまして、ありがとうございます。食品安全委員会の委員長として御礼申し上げます。

既に、内閣総理大臣から、平成 26 年 4 月 1 日付で食品安全委員会専門委員としての任命書がお手元に届いているかと思えます。専門委員の先生方の所属される専門調査会につきましては、委員長が指名することになっておりまして、先生方をプリオン専門調査会に所属する専門委員として指名いたしました。専門家としての優れた科学的知見と御見識を食品の安全性を向上させるための食品健康影響評価に生かしていただけることとなり、大変心強く思っております。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

食品安全委員会は、科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に食品健康影響評価を実施することを目的として、平成 15 年 7 月に設置されましたリスク評価機関であります。原則として毎週、委員会会合を開催し、私を含め 7 名の委員により、さまざまな案件を審議しております。

また、食品安全基本法に基づいて、専門事項の審議を行うため、全体の運営等について審議を行う企画等を含めて 12 の専門調査会を委員会の下に設置しており、このプリオン専門調査会もその 1 つであります。リスク評価機関としての独立性と中立性を確保しつつ、科学的な知見に基づいて、客観的で公正な立場から食品健康影響評価を行うということは非常に重要なことであります。専門委員の皆様方におかれましては、レギュラトリーサイエンスの専門家もいらっしゃいますけれども、最新の科学的知見に基づいて、リスクアナリシスの考え方を十分に御理解し、総合的に判断していただきたいと思っております。

なお、専門調査会の審議につきましては、原則公開となっております。皆様方の検討結果をぜひ専門調査会の場で御発言いただければと存じます。それによって傍聴者の皆様方も科学的な議論を聞くことができますし、情報の共有にも資するものと考えております。

さて、このプリオン専門調査会のこの 2 年間の活動につきましては、牛海綿状脳症対策が開始されてから約 10 年が経過する中、厚生労働省からの諮問を受け、国内の BSE 検査体制、特定危険部位の範囲、輸入条件といった BSE 対策の全般にわたる見直しについて調査審議を行ってまいりました。また、農林水産省からの諮問を受け、飼料・肥料規制の見直しについて調査審議を行いました。

本日は前回までに引き続いて、ブラジルから輸入される牛肉及び牛の内臓についてのリスク評価をしていただくこととなります。先生方には御負担をおかけいたしますけれども、これまでの学識経験を生かして、活発な議論をお願いしたいと思っております。

ちょっと長くなりましたが、食品の安全性に関するリスク評価は国の内外を問わず、強い関心が寄せられております。この仕事は食品の安全を支える重要かつ意義深いものであります。専門委員の皆様方におかれましては、国民の期待に応えるべく、適切な食品健康影響評価を速やかに、かつ科学的に遂行すべく御尽力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○村上座長 ありがとうございます。

本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料でございます「第 85 回食品安全委員会プリオン専門調査会議事次第」をご覧くださいと思います。

それでは、議事に入ります前に、事務局より本日の資料の確認をお願いいたします。

○田中課長補佐 資料の確認の前に 1 点でございますけれども、本年もクールビズということで 5 月から 10 月末までの間、服装の軽装を励行させていただいておりますので、御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、配布資料の確認をさせていただきます。本日の配布資料は、議事次第、座席表、専門委員名簿のほかに 7 点ございます。

資料 1 - 1 「食品安全委員会専門調査会運営規程（平成 15 年 7 月 9 日食品安全委員会決定）」、資料 1 - 2 「食品安全委員会における調査審議方法等について」、資料 1 - 3 「『食品安全委員会における調査審議方法等について（平成 15 年 10 月 2 日食品安全委員会決定）」に係る確認書について」、資料 2 「平成 26 年度食品安全委員会運営計画」、資料 3 「ブラジルにおける 2 例目の BSE の確認について」、資料 4 「ブラジル評価書（素案）」、参考資料「食品健康影響評価について『ブラジルから輸入される牛肉及び牛の内臓について』」、以上の資料を用意いたしております。不足の資料はございませんでしょうか。

なお、これまでの評価書及びほかの諮問に係る提出資料等は、既に専門委員の先生方には送付しておりますけれども、お席後ろの机の上にファイルを用意しておりますので、必要に応じ、適宜ご覧くださいようをお願いいたします。

また、傍聴の方に申し上げますけれども、専門委員のお手元にあるものにつきましては、著作権の関係と大部になりますことなどから、傍聴の方にはお配りしていないものがございます。調査審議中に引用されたもののうち、閲覧可能なものにつきましては、調査会終了後、事務局で閲覧できるようにしておりますので、傍聴の方で必要とされる場合は、この会議終了後に事務局までお申し出いただければと思います。

○村上座長 それでは、議事 1 の専門調査会紹介について、事務局から専門委員の紹介をお願いします。

○前田上席評価調整官 それでは、先ほど熊谷委員長からの御挨拶にもございましたが、このたび 4 月 1 日付で専門委員の一部で改選が行われました。私から改選されました専門

委員の先生をお名前の五十音順に御紹介させていただきますので、一言御挨拶のほど、お願いいたします。

筒井俊之専門委員でございます。

- 筒井専門委員 筒井です。よろしくお願いいたします。
- 前田上席評価調整官 永田知里専門委員でございます。
- 永田専門委員 永田です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 前田上席評価調整官 中村優子専門委員でございます。
- 中村（優）専門委員 中村です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 前田上席評価調整官 中村好一専門委員でございます。
- 中村（好）専門委員 中村です。よろしくお願いいたします。
- 前田上席評価調整官 福田茂夫専門委員でございます。
- 福田専門委員 福田です。よろしくお願いいたします。
- 前田上席評価調整官 眞鍋昇専門委員でございます。
- 眞鍋専門委員 眞鍋です。よろしくお願いいたします。
- 前田上席評価調整官 水澤英洋専門委員でございます。
- 水澤専門委員 水澤です。よろしくお願いいたします。
- 前田上席評価調整官 山本茂貴専門委員でございます。
- 山本専門委員 山本です。よろしくお願いいたします。
- 前田上席評価調整官 ありがとうございます。

なお、堂浦克美専門委員、山田正仁専門委員は本日御欠席でございます。

また、本日は食品安全委員会から、先ほど御挨拶をいただきました、熊谷委員長、佐藤委員、山添委員、三森委員、上安平委員の5名の委員にも御出席をいただいております。

最後に事務局の紹介をさせていただきます。

姫田事務局長でございます。

- 姫田事務局長 姫田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 前田上席評価調整官 4月1日付で本郷事務局次長の後任として着任しました、東條事務局次長でございます。
- 東條事務局次長 よろしく申し上げます。
- 前田上席評価調整官 磯部評価第一課長でございます。
- 磯部評価第一課長 磯部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 前田上席評価調整官 山本評価第二課長でございます。
- 山本評価第二課長 山本です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 前田上席評価調整官 4月1日付で大曾根課長補佐の後任として着任しました、田中課長補佐でございます。
- 田中課長補佐 田中です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 前田上席評価調整官 廣田評価専門官でございます。

- 廣田評価専門官 廣田です。よろしくお願いします。
- 前田上席評価調整官 本山係長でございます。
- 本山係長 本山です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 前田上席評価調整官 小山技術参与でございます。
- 小山技術参与 小山です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 前田上席評価調整官 そして、私が上席評価調整官の前田でございます。よろしくお願いいたします。

以上です。

- 村上座長 続いて、議事2の専門調査会の運営等について、事務局から説明をお願いします。

○前田上席評価調整官 それでは、お手元の資料1-1「食品安全委員会専門調査会運営規程」及び資料1-2「食品安全委員会における調査審議方法等について」をご覧ください。

まず、資料1-1でございますが、第1条の総則としまして、食品安全委員会の専門調査会の設置、会議、議事録の作成等につきましては、この規定の定めるところによつてございまして。

第2条の専門調査会の設置等ということで、委員会に別表の左欄に掲げる専門調査会を置きということで、この別表が3ページでございます。そして、その所掌事務が決められてございますが、プリオン専門調査会におきましては、この下から2段目でございますが、「プリオンの食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること」とされているところでございます。

第2条の2項でございますが、専門調査会は専門委員により構成し、先ほど熊谷委員長の御挨拶にございましたが、その属すべき専門委員は委員長が指名するとされてございます。

3項でございますが、専門調査会に座長を置き、専門委員の互選により選任するということ。

5項ですが、座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する者がその職務を代理するということとされているところでございます。

第3条が、議事録の作成。

第4条が、専門調査会の会議ということで、座長が会議を招集し、その議長となるということでございます。

続きまして、2ページでございます。

委員は、専門調査会に出席することができるかとされてございますし、3項でございますが、座長は必要により、当該専門調査会に属さない専門委員あるいは外部の者に対し、専門調査会に出席を求めることができるということで、いわゆる専門参考人として、お呼びすることができる規程でございます。

続きまして、資料 1 - 2 でございます。こちらがいわゆる利益相反規程とされているものでございます。

「1 基本的な考え方」でございますが、食品健康影響評価はその時点において到達されている水準の科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に行わなければならないということが食品安全基本法に規程されているところでございます。

そのため、「2 委員会等における調査審議等への参加について」ということで、利益相反に該当するような場合につきましては、その調査審議等に参加させないということでございますが、①の企業申請品目の申請企業もしくはその関連企業、または同業他社、いわゆる特定企業から過去 3 年の各年において新たに取得した金品等の金額、それがこの 2 ページでございますが、例えば会議講演料が 100 万円以上ですとか、課題当たりの研究費が 200 万円以上ですとか、こういう規程に該当する場合は利益相反にあたるということでございます。

ただ、2 の (1) の 3 行目でございますけれども、ただし書きでございますが、「委員会等が当該委員等の有する科学的知見が委員会等の調査審議に不可欠であると認める場合は、当該調査審議に参加させることができる」とされているところでございます。

そして、①が先ほどの金品の件ですが、②が株式を 5%以上保有している場合ですとか、特定企業の役員等ですとか、④が特定企業からの依頼により申請資料等の作成に協力した場合が該当します。ただし、その科学論文の作成ですとか、国際機関等海外の公的なリスク評価機関が作成した資料の作成に関与していた場合は除かれるということでございます。

裏面の⑤ですが、リスク管理機関の審議会の長である場合。⑥がその他、中立公正を害するおそれがあると認められる場合でございます。

本日この後の資料でつけてございますが、資料 1 - 3 のように、委員等は任命された日から過去 3 年間に於いて、その事由に該当されと思われる事実の有無の確認書を提出していただくということでございます。

(4) でございますが、その開催する委員会の都度、当該確認書に記載された事項の確認を行うということをされているところでございまして、こちらは平成 24 年度から運用がされているところでございます。

以上でございますが、何か御意見、御質問等がありましたら、いただければと思います。いかがでしょうか。また、不明な点等がございましたら、後ほど事務局までお問い合わせいただければと思います。

それでは、御説明いたしました内容について御確認いただき、また、御留意いただきまして、専門委員をお務めいただければと思います。

私の説明は以上でございます。

○田中課長補佐 続きまして、今、資料 1 - 2 で説明いたしました、平成 15 年 10 月 2 日の「食品安全委員会決定の食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づいて、資料 1 - 3 により、本日の議事に関します、専門調査会の調査審議等への参加に関する事

項について御報告いたします。

本日の議事について、専門委員の先生方が御提出いただいた確認書を確認したところ、平成15年10月2日委員会決定の2の(1)に規程する調査審議等に参加しないこととなる事由に該当する専門委員はいらっしゃいません。

以上です。

○村上座長 提出いただきました確認書につきまして、相違はございませんでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

続いて、議題3に入ります前に、事務局から平成26年度の食品安全委員会運営計画について説明があるということですので、よろしくお願ひいたします。

○山本評価第二課長 それでは、資料2をご覧ください。本年度の運営計画でございます。内容は2ページからでございます。

事業の運営方針ですが、第1の「(2)重点事項」がございませぬ。食品健康影響評価の着実な実施。

②として、リスクコミュニケーションの戦略的な実施。2行目にありますが、改めてリスクアナリシスの考え方におけるリスクコミュニケーションのあり方を検討するということで、本年度はそちらの検討会も設置する予定でございます。

③調査・研究事業の重点化、④緊急時対応の強化を挙げております。

第2からは運営全般でございます。

「(1)委員会会合の開催」でございます。

専門調査会については(3)でございます。引き続き、以下に掲げる方策を活用しつつ、専門調査会を開催するというこゝで、効率的な審議を行っていくことを予定してございませぬ。

「第3 食品健康影響評価の実施」というこゝで、「1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施」でございます。

4ページの上になりますが、「2 評価ガイドライン等の策定」というこゝで、この専門調査会とは関係ありませんが、26年度においてはベンチマークドーズ法の適用方法について検討を行うこゝでも書いてございませぬ。

3は「自ら評価」の実施として、このページの中ほどに①～⑤まで、現在、自ら評価の案件を整理して書いてございませぬ。

5ページ「第4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視」。これは評価結果に基づく施策の実施状況の監視も的確にしていきたいと考えております。

第5としては、調査・研究事業の推進というこゝで、これについては後ほど見ていただければと思ひますが、別紙3、4、5に、研究と調査課題の選定等についてのスケジュールと実施方法について整理をしてございませぬ。

「第6 リスクコミュニケーションの促進」というこゝで、先ほども説明しましたが、「1 リスクコミュニケーションのあり方に関する検討」というこゝで、委員会設立10

周年を契機に、改めてそのあり方について議論を行うというようなことが書いてございます。

このページの2からは、具体的なリスクコミュニケーションの開催内容について書いてありますが、(4) ホームページ、メールマガジン等ということで、下のほうに **Facebook** を活用した情報発信も開始しているので、そういうことも書いてございます。

8 ページは書いてあるとおりでございますので、省略します。

9 ページ、「第7 緊急の事態への対処」ということで、こちらについても的確に実施していくということ。

第8は、情報の収集、成立及び活用をしっかりしていくということでございます。

10 ページ、「第9 国際協調の促進」でございますが、26年度の具体的な国際会議のスケジュールで、これに委員、職員を派遣するということを計画してございます。

(2) は、海外の研究者等の招へいも行うということ。

(3) では、EFSA、FSANZ との会合も引き続きやっていく。

(4) で、海外の情報発信ですが、一番下の3行にありますが、25年度に創刊した英文ジャーナルについて、年4回程度発行し、国内外に広く情報発信をしていくという計画を記載しております。

私からは以上でございます。

○村上座長 ありがとうございます。ただいまの説明に対して、御質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議事(3)を開始します。まず、前回の専門調査会での審議内容等について振り返りたいと思います。

前回の専門調査会では、まず、ブラジルの **BSE** サーベイランス体制及び **BSE** 対策状況のまとめについて、事務局から説明が行われた後、審議が行われました。

続いて、ブラジルの **BSE** 対策の点検表(案)たたき台について、起草委員を代表して山本専門委員から提案が行われた後、審議が行われ、審議の結果を踏まえ、次回までに起草委員が総合評価の検討を行うこととされました。

そして、私から、これまでに用いた評価手法について説明した後、ブラジルの評価の方向性について審議を行い、30 か月齢までについては **SRM** の範囲を日本と同等とすれば、リスクは無視できると判断されました。これをどの程度まで引き上げられるかについて、審議の結果を踏まえ、次回までに起草委員がブラジルの評価書(案)のたたき台を作成することになりました。

それでは、事務局より前回以降の補足資料の提出状況について、説明をお願いします。

○田中課長補佐 それでは、説明させていただきます。前回の調査会において、ブラジルにおける **CJD** サーベイランス体制について調査する必要があるとされまして、厚生労働省に追加資料の要求を行いました。現時点でそれに関する回答は来ていないところです。

また、前回調査会の以前から追加資料を要求しております。ブラジルにおける **SRM** の

利用実態等についても、現時点でまだ回答が来ていないという状況でございます。

以上です。

○村上座長 ありがとうございます。

続いて、5月2日にブラジルから OIE への報告のあった、ブラジルにおける2例目の BSE の確認についての報告があるということです。引き続き、事務局からお願いします。

○廣田評価専門官 それでは、説明させていただきます。資料3を御用意ください。

ブラジルの2例目の BSE に関しましては、専門委員の皆様方には随時情報提供をさせていただいておりますけれども、それはブラジル政府の広報情報、ホームページ上に計5回掲載されましたが、それと OIE に報告された情報を事務局で資料3として取りまとめましたので、報告させていただきます。

資料3の「1. 症例の概要」についてでございます。年齢といたしましては、疫学調査の結果、約12歳ということでございます。これは今年の3月19日に殺処分されております。

産地といたしましては、ブラジルのマットグロッソ州になりまして、資料の裏をめくっていただきますと、OIE のウェブサイトから取ってきましたものでございますが、ブラジルの地図がございまして、ちょうど丸印の下のところございまして、ボリビアとの国境沿いにあるマットグロッソ州ということになっております。

種類といたしましては、肉用繁殖用雌牛ということですが、

当該牛との同居家畜につきましては、牛が1,177頭、水牛が11頭でありました。

給与飼料につきましては、牧草とミネラル塩のみを与えられていたということでございます。ここに記載しておりませんが、この農場につきましては、繁殖肥育一貫経営ということございまして、当該牛につきましては、この牧場で生まれて育ったということも記載されておりました。

当該牛の処分でございます。当該牛の SRM はと畜場で焼却処分され、当該牛の食肉及びその他の製品は食品・飼料チェーンには入っていないということございました。

当該牛のコホート牛でございますが、当該牛の出生前後1年に出生した49頭が既に特定されておりまして、その49頭のいずれも臨床症状はなく、殺処分の後、BSE 検査を行いました。それは全て陰性だったということでございます。

「2. 発生確認までの経緯」でございます。先ほど言いましたように、3月19日、当該牛は神経疾患症状がない状態で、いわゆる通常と畜といたしまして、と畜場に搬送されました。しかしながら、と畜前検査において、検査官が起立不能の状態にあることを確認いたしました。従いまして、通常と畜に適さないと判断され、殺処分に回されました。同時に BSE 検査のための検体が採取されました。

そして、4月14日、ブラジルの国立検査所、Lanagro/PE が BSE の検査を行っておりますけれども、そこでの免疫組織化学検査によって BSE 陽性と診断されました。

そして、5月1日、英国動物衛生獣医研究所、OIEのBSEのレファレンスラボでございますけれども、免疫組織化学検査が行われまして、BSE陽性の結果となりました。そこでBSEと確定したということでございます。

なお、5月9日にまた情報がありまして、9日現在、明確な型分類の特定には至っていないが、非定型BSE(H型)の特性を示すことをAHVLAが報告したということブラジル農務省が公表しております。

報告は以上でございますけれども、最後の定型、非定型の判別検査はウエスタンブロット法による検査と思われませんが、その明確な特定には至っていないということでございますので、一例目のときと同様にVLAの検査結果報告書等の資料要求をする必要があると事務局としては考えておるところでございます。

以上です。

○村上座長 ただいまの事務局からの説明について、何か御意見等はございますか。

○筒井専門委員 まだ不十分な情報ということなのですが、これの情報収集を今後また続けていくという形になりましようか。事務局にお聞きしたいです。

○廣田評価専門官 情報収集は続けていきたいと思いますが、今日も確認いたしました、ホームページ上に情報はまだ出ていなかったもので、今後どのように情報が公表されるのかというのは確認できておりません。

○村上座長 ほかにございますか。お願いします。

○横山専門委員 この一番下のところに非定型BSE(H型)の特性を示すことを報告したと。今、ウエスタンブロットかもしれないというお話でしたけれども、そのあたりの検査の結果であるとか、その根拠なども、これは英国に問い合わせることはできるのでしょうか。

○山本評価第二課長 そこも含めて検討させていただきたいと思います。根拠とか実際にやった内容がよく分からないものですから、そこはしっかり確認していきたいと考えています。

○村上座長 ほかにございませぬか。どうぞ。

○山本専門委員 今回の牛は12歳ということですが、これの年齢確認はどのようにしてなされているのでしょうか。

○廣田評価専門官 疫学調査で約12歳というコメントだけでございまして、どのように調べて12歳と判断されたのかという記載はございませんでした。

○村上座長 お願いします。

○永田専門委員 前回1頭目で、BSEで非定型だったと思いますが、その1頭目がディテクトされたので、その後、例えば、と畜に搬送したところ、起立不能を確かめるようになったとか、もうちょっと精度の高い検査方法に変わったということですか。

○山本評価第二課長 流れとしては前回見つかって、OIEへもブラジルは報告していますが、サーベイランス体制を強化しておりまして、その中で今回のものが確認されたと理解

しております。

○村上座長 よろしいでしょうか。

○山本専門委員 もう一点お願いしたいのですけれども、SRM を焼却処分しているということですが、ブラジルは SRM が日本と違っているのですが、脊柱とかその辺のところの処分について、その他の部位はどういうふうに記載されておりましたでしょうか。

○山本評価第二課長 今の情報で SRM を焼却したということで、ほかの部分について記載がないものですから、そこも確認させていただきたいと思います。

○村上座長 どうぞ。

○筒井専門委員 検査体制のところ、先ほどシステムとして改善がされたということで、前回1例目に比べて、材料を採取してから確認されるまでの期間はかなり短くなっているということは喜ばしいことだと思いますけれども、そのあたりの検査システムが強化された結果、こういう形になったのかということの確認をできればやっていただきたいと思います。

○村上座長 よろしいでしょうか。ほかにございますか。

それでは、ブラジルにおける2例目の BSE 発生については、先ほどの事務局からの説明及び筒井先生、横山先生、山本先生、永田先生から御意見、御質問がありましたように、今後の審議を進める上で、型判別検査結果の詳細などの追加の情報が必要と考えられますことから、厚生労働省を通して、ブラジルに対して追加の資料を要求したいと思います。

要求すべき事項について、補足等がございましたら、起草委員の先生方、よろしく願いいたします。

○筒井専門委員 特段、今の意見の中で出たところでよろしいかと思えます。

○山本専門委員 私もそれでよろしいかと思えます。

○村上座長 ありがとうございます。

ただいまの御発言、また、起草委員の先生方の御意見も踏まえまして、生年月日とその根拠など、発生確認までの経緯、あるいは処分方法などについても追加の資料を要求したいと思えます。質問内容はこれでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○村上座長 ありがとうございます。それでは、事務局は追加で必要な事項について、厚生労働省への依頼をお願いいたします。

続きまして、起草委員が作成する予定でありました評価書(案)は、ブラジルから SRM の利用実態などの追加資料の提出がないこと、2例目の発生が確認されたことから、評価に対する考え方などについて、起草委員で検討していただき、素案として事務局に体裁を整えてもらいましたので、その内容について、まず事務局から説明をお願いします。

○田中課長補佐 それでは、資料4のプリオン評価書(素案)をご覧いただければと思い

ます。

1 ページに目次がございますけれども、こちらの「Ⅰ．背景及び評価に向けた経緯」から「Ⅲ．BSE の現状」までの部分について、説明をさせていただきたいと思います。

4 ページ、「Ⅰ．背景及び評価に向けた経緯」です。

「1．はじめに」につきましては、これまでの BSE に関する食品安全委員会の評価の経緯について記載しているものでございます。これまでのほかの国の評価書から大きな変更はございませんけれども、時点修正といたしまして、27 行目の部分から今回の評価書で新たにつけ加えました「引き続き」の部分から、アイルランドとポーランドの評価を取りまとめた部分の記載がございます。

続けて、31 行目から、ブラジルからの食品健康影響評価の諮問についての記載がございます。

「2．諮問の背景」につきましては、まず厚生労働省のほうでは BSE が発生していない国で BSE の発生が確認された時点で、その国または地域からの牛肉等の輸入手続を停止しているということで、ブラジルにおいては 2012 年 12 月に初めて BSE の発生が確認されまして、日本ではブラジル産牛肉等の輸入手続をその時点から停止しているということです。

次のページをおめくりいただきまして、なお、ブラジルにつきましては、食品安全委員会のほうで自ら評価を行っておりまして、2010 年 2 月に我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価ということで、ブラジルほか 7 カ国について評価いたしまして、ブラジルから我が国に輸入される牛肉等が BSE プリオンに汚染されている可能性は無視できると考えられていると評価しております。

次に 6 行目「3．諮問事項」になります。こちらは厚生労働省からの諮問事項について記載がございます。諮問事項及びその具体的な内容は、参考資料が厚生労働省からの諮問書になりますけれども、この内容を入れたものです。ブラジルから輸入される牛肉及び牛内臓について、輸入条件の設定ということが諮問事項となっております。

具体的に意見を求める内容といたしましては、現行の輸入手続停止を解除するに当たっての輸入条件の設定ということで、「(「全月齢の扁桃及び回腸遠位部(盲腸との接続部分から 2 メートルの部分に限る。)並びに 30 か月齢超の頭部(舌及びほほ肉を除く。)、脊髄及び脊柱」の除去を含む。）」ということで、脊柱については、背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起などを除くということで、こちらは日本の SRM の定義ですけれども、こちらを除いた部分も含むということで、今回、厚生労働省から諮問を受けております。

6 ページ、「Ⅱ．本評価の考え方」です。こちらは今の厚生労働省からの諮問事項を踏まえました評価の考え方というものです。BSE 発生国から輸入される牛肉及び牛の内臓の輸入条件の設定に係る評価の考え方につきましては、2012 年 10 月の評価書及び 2013 年 5 月の評価書であります BSE 対策の見直しに係る食品健康影響評価の評価書があり、こちらにおいて取りまとめられております。

今回、諮問のありましたブラジルから輸入される牛肉などに係る輸入条件につきましては、リスク管理機関が設定すべきものであることから、本評価についてはこれまで実施した評価の考え方に基づいて検討を進め、具体的には以下の考え方で食品健康影響評価を実施することとしたとされております。

14 行目、「1. 基本的考え方」です。基本的な考え方といたしましては、ブラジルにおいて、定型 BSE が発生する可能性が極めて低い水準に達しているか否かを基本的な判断基準として定性的な評価を行うこととする。これによりブラジルから輸入される牛肉及び牛の内臓（特定危険部位（SRM）以外）を摂取することによる人の vCJD の発症の可能性について評価することとされております。

21 行目、「2. 評価項目及び評価手法」です。

「(1) 飼料規制の有効性の確認に必要な検証期間（経過年数）」では、最終発生または飼料規制強化直後の出生コホートについて、定型 BSE の発生が確認されていないことを検証するために必要な期間は、検出可能な BSE 感染牛のほとんどを検出するために必要な期間（出生後の経過年数）とし、2013 年 5 月の評価書のとおり、最終出生年月から 11 年とされております。

「(2) BSE 対策の実施状況」につきましては、ブラジルの BSE 対策の状況。これは生体牛での牛群の BSE 感染リスクであるとか、SRM 及び食肉処理に関する項目について整理をするとともに、BSE 制御に有効な一定水準以上の規制が行われているかどうかの点検を実施するとされております。

詳細は、点検表のとおりということで、8 ページになりますけれども、BSE 対策の点検表ということで、こちらは過去に作成したものになりますが、こういった中で点検をしていく。生体牛につきましては、侵入リスクの部分で発生国からの輸入禁止措置が取られているかどうか。

肉骨粉につきましても同様に、発生国からの輸入禁止措置の状況。国内安定性といたしましては、飼料規制について。肉骨粉につきましては、ほ乳動物由来肉骨粉等のほ乳動物への給与禁止が最も厳しいという段階で、その規制内容はどういったものであるか。SRM の処理についても焼却をしているのか、133℃、20 分、3 気圧のレンダリング処理をしているのか。

また、レンダリング工場、飼料工場での交差汚染防止対策はどのようにしているのか。レンダリング施設、飼料工場等での監視体制と遵守率はこういったものなのか。

SRM の利用実態としまして、SRM の範囲が OIE 基準と同等以上なのか。利用実態といたしまして、SRM と死廃牛の飼料利用を禁止しているのか。反すう動物以外の飼料として利用されているのか。

サーベイランスにおける検証。このサーベイランスの概要は OIE 基準と同等以上であるかどうか。

次のページに、「II SRM 及び食肉」の項目になりますけれども、SRM の除去の部分に

ついて、実施方法はこういった形で、食肉検査官による確認が行われているのかどうか。実施方法についても、枝肉の洗浄等、全ての施設で行われているのかどうか。実施方法等につきましても、背割鋸の1頭ごとの洗浄。同じく、吸引機等を利用した適切な脊髓の除去。SSOP、HACCPに基づく管理がどのように行われているか。

「2 と畜処理の各プロセス」といたしまして、と畜検査を適切に実施しているか。スタンニング、ピッシング等に行っていないか等につきまして、こういった項目をつくって点検をしていこうということが記載されております。

6 ページにお戻りいただきまして、評価につきましては、今、挙げました項目措置単体每だけではなく、ほかの項目と組み合わせることによるリスク低減効果も考慮し、これらの管理措置について問題がないか、総合的に判断する。また、サーベイランスの結果から、効果的に管理措置が機能しているかについても検討するとされております。

7 ページ、「(3) その他関連事項」です。上記以外、これまで挙げた以外の項目であります、牛の感染実験、非定型 BSE、vCJD についても評価は行いますけれども、2012 年 10 月の評価書以降、評価に影響を及ぼすような新たな科学的知見は得られていないことから、2012 年 10 月評価書をもって代えることとし、ブラジルからの情報等のみを追記することとされております。

10 ページ、「Ⅲ. BSE の現状」です。

「1. 世界の BSE 発生頭数の推移」については、次の 11 ページに、表で表していますが、OIE に対して報告のあった BSE の発生頭数についての記載です。発生のピークであった 1992 年には、年間 3 万 7,316 頭の BSE 発生の報告がありましたけれども、その後、BSE 発生は大幅に減少し、2012 年には 21 頭、2013 年には 7 頭の発生にとどまっているということで、これは飼料規制の強化等により、主たる発生国であるイギリスの発生頭数が激減していることに加え、同様に飼料規制を強化したイギリス以外の国における発生頭数も減少してきていることを反映していると記載がございます。

12 ページ「2. BSE 検査体制」です。こちらでは日本とブラジルの BSE 検査体制を表 1 に示されており、日本では 48 か月齢を超える健康と畜牛と 24 か月齢以上の死亡牛等を高リスク牛として検査を実施しております。一方、ブラジルでは健康と畜牛の検査は実施しておりませんが、24 か月齢を超える高リスク牛、いわゆる中枢神経症状を呈した牛、死亡牛、歩行困難牛などを検査するという体制となっております。

なお、OIE 基準では、日本で行われているような健康と畜牛の BSE スクリーニング検査の実施は求めているということとなっております。

13 ページ、「3. 特定危険部位 (SRM)」では、日本とブラジルの SRM の比較を表 2 に示しております。日本の SRM ですけれども、こちらは表 2 の日本の部分をご覧いただければと思いますが、全月齢の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から 2メートルまでの部分に限る。）、また、30 か月齢超の頭部（舌、頬肉及び扁桃を除く。）、脊髓及び脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、棘突起等々を除く。）と定められてお

ります。

一方、ブラジルにつきましては、その下の部分になりますけれども、全月齢の脳、眼、扁桃、脊髄及び回腸遠位部を **SRM** として設定しております。ブラジルでは反すう動物の飼料チェーンに混入することを防止するために、こういった部分を **SRM** として定義しているということです。また、この **SRM** のうち、脳及び脊髄については、人の食用として利用することは可能とされているということです。

なお、**OIE** 基準では、表の中に参考として **OIE** の記載がございますけれども、**BSE** のステータスが無視できるリスクの国につきましては、**SRM** の設定は求めておらず、ブラジルは 2012 年に **OIE** により無視できるリスクの国と認定されておりますが、**SRM** を定義して設定しているということです。日本と **SRM** の範囲も若干異なっており、脊柱などは日本では **SRM** になっている部分もがございますけれども、ブラジルでは含まれていないといったような違いもございます。

14 ページ、こちらが日本とブラジルの肉骨粉の飼料規制状況につきまして、表 3 に示しております。ブラジルにつきましては、2004 年 3 月に牛・豚・鶏の肉骨粉が牛の飼料に利用できないように飼料規制が強化されております。日本とブラジルで違う点は、ブラジルでは、牛由来の肉骨粉を豚と鶏に給与することができるという点が若干違うところとなっております。

その後、IV と V につきましては、追加資料の提出がまだないところでございますので、前回の調査会の資料から変更はございません。今後、2 例目についての情報が来ましたら、21 ページ目に「(2) **BSE** 発生状況」がございますけれども、この部分に 2 例目の情報についても書き加えることとしたいと考えております。

説明については以上になります。

○村上座長 ありがとうございます。

それでは、今、I、II、III について、事務局から説明をいただきました。このうち「II. 本評価の考え方」等について、補足等がございましたら、起草委員の先生方、お願いいたします。

○山本専門委員 6 ページの「2. 評価項目及び評価手法」の中に、26 行目「2013 年 5 月評価書のとおり、最終出生年月から 11 年とする」とあります。ここところは、新しく専門委員になられた先生方には記憶がないところだと思います。そこを補足的に説明しておきたいと思っておりますので、お手数ですが、後ろに用意してあります、過去の評価書を御用意願いますでしょうか。

過去の評価書のファイルの 8 に 2013 年 5 月、牛海綿状脳症対策の見直しに係る食品健康影響評価ということで、これは日本の 30 か月を超える **SRM**、その他の食肉のところの評価になるかと思いますが、15 ページをお開きください。

評価手法を具体化するための検討事項ということで、「(1) 飼料規制の有効性の確認に必要な検証期間(経過年数)」を記載してあります。飼料規制の有効性の確認に必要な期間

については、10 ページに記載があるということですが、II の 3 の具体的な評価方法の必要な期間、つまり最終発生または飼料規制強化直後の出生コホートについて、定型 BSE の発生が確認されていないことを検証するために必要な期間は、検出可能な BSE 感染牛のほとんどを検出するために必要な期間とするとしております。

その推定根拠としてはさまざまでありまして、①の EU における感染牛の摘発年齢分布に基づく BSE 感染牛の摘発年齢の推定、16 ページにあります②の BSE の潜伏期間と感染時期に基づく BSE 感染牛の摘発年齢の推定、③の日本におけると畜時の年齢といったもの。それらをまとめて考えますと、いずれの場合も④のまとめのところに記載がありますが、17 ページの④のまとめの 4 行目のところに、11 年が経過すれば、あるコホートについてはほとんどの牛、95%以上の BSE 発生状況が確認できることとなると記載したところではあります。

いずれの考え方を取るとしても、BSE の発生が一定期間、11 年間確認されないことをもって判断するとの考え方に立っていることは、検証期間の起点は BSE 感染牛の出生年月で見た最終発生時点とするのが適切であると考えられたということでございます。

その次の 18 ページに図がありますけれども、最終出生年から 11 年経過した、そのコホート牛については確認が取れるわけですが、それよりも後のものについては 11 年がある時点では、まだ経過していないということから、11 年の経過を見ていくことによって、その検証期間が順次ずれてくるということになるかと思っております。

筒井専門委員から少し補足があれば、補足説明をお願いしたいと思います。

○筒井専門委員 特段ございませんけれども、いずれにしても 11 年という期間は、前回の調査審議のときには、これで妥当だろうということでした。先ほど山本専門委員からの説明がありましたように、飼料規制強化直後は 11 年で十分ですけれども、その後生まれくるコホートについては 11 年がたっていないということで、18 ページの図はリスクを図で表しているのですが、後に生まれるほど 11 年が経過していないため、十分見ていない可能性があるということでございます。

以上です。

○山本専門委員 ありがとうございます。私からは、11 年ということを考える根拠となるのが、こういう考え方であるという説明をさせていただきました。それを踏まえて、今後その 30 か月を超えるようなブラジルでの牛のリスクを考えていく必要があるのだろうと思っております。

○村上座長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問あるいは御意見をお願いいたします。よろしいでしょうか。

基本的な考え方として、ブラジルでの定型 BSE が発生する可能性は極めて低いという水準に達しているかどうか。あるいは、これによってブラジルから輸入される牛肉、SRM は除くわけですが、これなどを摂取することによる vCJD 発生の可能性を評価することと

いうことによろしいかという議論かと思いますが、御質問はございますか。

○筒井専門委員 1点ですけれども、これは起草委員会の中でも議論があったのですが、今回の諮問が輸入条件の設定ということで、これまでに比べて、漠然と言ったらおかしいですが、その諮問内容に判断の難しいところがある。例えば輸入条件の設定といいますと、証明書の内容でありますとか、細かい検査の内容まで、輸入条件として考える必要があるのかどうか。つまり、この委員会でやるべきところがあくまでリスクの評価ということで、今回その輸入条件の設定という極めてあいまいな文章で諮問がされたということで、少し戸惑いがありました。

したがって、これは私の個人的要望でございますけれども、厚労省にですが、次にこういった諮問していただくときは、もう少し具体的に諮問内容、いわゆる審議してほしい内容について書いていただければ、審議はスムーズに行くのではないかと考えました。

以上です。

○村上座長 ほかに御意見、御質問等はございませんか。

○山本専門委員 私も起草委員の1人として、その点についてはやはり評価する側としては、その管理のことにまで踏み込んだ話はなかなか難しい、するべきではないのではないかという話をしておりました。そうすると、どういう条件のもとでということがなかなか決めにくいところもありますので、1つはこれまでやったような日本での30か月齢超を評価したときのような条件が全てそろっているというような前提のもとでの評価が1つあるのかなということと、そうでないときにそこを実際に管理機関がやってくれたとしてという仮定を置くのかどうか。その辺は議論しておく必要があるのかなと思います。

そうでないと、前提条件がいろいろ変わることによって、評価も変わってくるのではないかと思いますので、その辺を専門委員の間での認識を共有した上で、こういう条件であればという評価で進めていければと思っております。

○村上座長 ありがとうございます。今回の諮問の内容に関して、起草委員の先生方の御意見ということでございました。

お願いします。

○姫田事務局長 今、筒井専門委員、山本専門委員からお話がありましたように、おっしゃったとおりで、基本的にコーデックスのリスクアナリシスの枠組みでも、いわゆるリスクアセスメントポリシーというのはリスク管理機関がもちろんリスク評価機関と相談をしてという前提もありますけれども、基本的にリスク管理機関がどういうアセスメントをするかということをされています。リスクアセスメントポリシーをつくるというのは、リスク管理の初期作業ということで定められております。

ですから、そういう意味では、今、筒井専門委員のおっしゃったような内容について、私どもとしては厚生労働省のほうにきちんとお伝えしたいと考えております。やはり一定のリスク管理を前提として、どういうリスクを評価するかということ。あるいは幾つかの選択肢の中で、どういうリスクを評価していくかということが食品安全委員会としてはで

きることかと考えておりますので、そういうことをお伝えしてまいりたいと思っております。

○村上座長 ほかに御意見、御質問はございませんか。

意見を踏まえ、事務局で対応をよろしく願いいたします。

それでは、評価の考え方と本日の審議を踏まえまして、既に要求している資料、あるいは2例目の BSE 発生例についての情報が得られた後、ブラジルに関する侵入・増幅・暴露リスクを検討する起草委員として引き続き、山本先生、筒井先生に、サーベイランス手法、検査手法を検討する起草委員として、横山先生にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○村上座長 ありがとうございます。

それでは、起草委員の先生方とブラジルの評価書(案)の検討を行い、次回の専門調査会の準備を進めてまいりたいと思います。

予定された議事については一とおりの議論をいただきました。事務局から何かございませうでしょうか。

○田中課長補佐 特にございません。

○村上座長 それでは、本日の審議は以上とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。